

札幌協働福祉会 役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌協働福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員うち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊料を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める区分に応じた額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給時期は、毎月月末とする。（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第21条の規定に準じて支給）

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営の業務にあたった都度、支給する
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める法人の旅費規程に基づき、法人職員（管理職）に準じて旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用（交通費等）を要する場合は、別表4に定め

る額を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を得て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月22日より施行する。

2 平成26年12月1日制定の「役員及び評議員などの報酬等に関する規程」はこれを廃止する。

別表 1 (常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	上限月額 400,000円
常務理事	上限月額 350,000円
理事	上限月額 300,000円

別表 2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額 (5時間以上)	半日 (5時間未満)
理事会等会議への出席	10,000円	5,000円
上記の他、法人・施設業務への従事	10,000円	5,000円

(2) 監事

	日額 (5時間以上)	半日 (5時間未満)
監事監査等への出席	16,000円	8,000円
上記の他、法人・施設業務への従事	10,000円	5,000円

別表 3 (評議員の報酬)

	日額 (5時間以上)	半日 (5時間未満)
評議員会への出席	10,000円	5,000円
上記の他、法人・施設業務への従事	10,000円	5,000円

別表 4 (役員等の交通費等)

役員等	職務遂行の交通費及びその他経費
非常勤の理事、監事、評議員	1回あたり実費相当額をその都度支給
常勤理事	法人給与規程第14条に基づく通勤手当相当額